

## Wi-Fi ルーターレンタルサービスに係る利用約款

### 第1条 （本約款の適用）

1. エキサイト株式会社（以下、「当社」といいます。）は、この「Wi-Fi ルーターレンタルサービスに係る利用約款」（以下、「本約款」といいます。）を定め、これにより Wi-Fi ルーターレンタルサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本約款は、本サービスの契約者（第3条（用語の定義）に定義します。以下同様とします。）が、当社が別途定める「BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約約款」（<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/meconnectd.pdf>）（以下、「BB.excite コネクト IPoE 接続プラン約款」といいます。）に基づいて提供される BB.excite コネクト IPoE 接続プラン、及び「BB.excite コネクト with ドコモ光 サービス利用約款」（<https://image.excite.co.jp/jp/bbe/collabo/guidance/docomohikari.pdf>）（以下、「ドコモ光サービス利用約款」といいます。）に基づいて提供されるドコモ光 1ギガ向けの BB.excite コネクト with ドコモ光サービスの提供に付随して、当社が提供する本サービスを利用する場合についての、一切の関係に適用されます。
3. 本サービスの利用を希望する契約者（第3条（用語の定義）に定義します。）は、本約款の内容を承諾の上、本サービスの利用に関する申込みを行うものとします。
4. 本サービスの契約者は、本サービスを利用するにあたり、本約款を十分に理解した上で誠実に遵守するものとします。

### 第2条 （本約款の変更）

当社は、法令等の変更、社会経済情勢の変動、その他当社が必要と認める場合には、本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合、変更後の本約款の施行時期及び内容をウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は本サービスの契約者に通知します。但し、法令上本サービスの契約者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。

### 第3条 （用語の定義）

1. 本約款で使用する用語の意味は、本約款で別段の定めがない限り、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン約款及びドコモ光サービス利用約款で使用する用語の意味に従います。
2. 本約款において、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
  - (1) 「本サービス契約」とは、本サービスの利用に関する契約を意味します。
  - (2) 「本サービスの契約者」とは、当社と本サービス契約を締結している個人を意味します。

- (3) 「BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約」とは、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの利用に関する契約を意味します。
- (4) 「BB.excite コネクト with ドコモ光サービス契約」とは、ドコモ光 1ギガ向けの B B.excite コネクト with ドコモ光サービスの利用に関する契約を意味します。
- (5) 「BB.excite コネクト IPoE 接続プランの契約者」とは、当社と BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約を締結している個人を意味します。
- (6) 「BB.excite コネクト with ドコモ光サービスの契約者」とは、当社と BB.excite コネクト with ドコモ光サービス契約を締結している個人を意味します。
- (7) 「契約者」とは、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの契約者と BB.excite コネクト with ドコモ光サービスの契約者の総称を意味します。
- (8) 「本 Wi-Fi ルーター」とは、本約款に基づき当社から本サービスの契約者に貸与される機器を意味します。
- (9) 「本サービスの開始日」とは、本サービスの利用の申込を当社が承諾した後、当社が本サービスの契約者にサービス開始日及び課金開始日として通知する日を意味します。
- (10) 「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものを意味します。
- (11) 「自営端末設備」とは、本サービスの契約者が設置する端末設備を意味します。
- (12) 「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものを意味します。
- (13) 「提供元」とは、当社が本サービスを提供するにあたり本 Wi-Fi ルーターの製造、保守を行う事業者を意味します。

#### 第4条 （契約の単位）

1. 当社は、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約又は BB.excite コネクト with ドコモ光サービス契約ごとに一つの本サービス契約を締結します。
2. 本サービスの契約者は、BB.excite コネクト IPoE 接続プランの契約者、又は BB.excite コネクト with ドコモ光サービスの契約者（但し、2021年3月31日以前に BB.excite コネクト with ドコモ光サービスの申込をした場合は除きます。）と同一の者に限りません。

#### 第5条 （本サービスの申込）

1. 本サービスの利用の申込は、当社が準備・運営するウェブサイトでのオンラインサインアップを利用した方法（以下、「オンラインサインアップによる申込」といいます。）で行うものとします。
2. 当社は、オンラインサインアップによる申込を行う者からの申込に関する通知を受領し

た時点で申込があったものとみなします。

#### 第6条 (申込の承諾)

1. 当社は、本サービスの利用の申込があったときは、これを承諾するものとします。但し、以下各号に該当する場合は、当該申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 当社が、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン約款第9条(申込の承諾等)に定める事由により BB.excite コネクト IPoE 接続プラン申込を承諾しなかったとき。
  - (2) 当社が、ドコモ光 サービス利用約款第13条(申込の承諾等)に定める事由により、BB.excite コネクト with ドコモ光サービス申込を承諾しなかったとき。
  - (3) その他、当社が不相当と判断した場合。
2. 本サービス契約は、当社が本サービスの申込を承諾した時点で成立するものとします。

#### 第7条 (初期契約解除)

本サービスは、初期契約解除制度の対象ではありません。

#### 第8条 (本 Wi-Fi ルーターの貸与)

1. 当社は本サービスの契約者に対して、当該本サービスの契約者が BB.excite コネクト IPoE 接続プランの契約者である場合は有償にて、BB.excite コネクト with ドコモ光サービスの契約者である場合は無償にて、本 Wi-Fi ルーターを貸与するものとします。なお、貸与される本 Wi-Fi ルーターの機種は、当社が指定するものとします。
2. 当社は、本サービスの契約者が指定する送付先住所に本 Wi-Fi ルーターを送付します。なお、本 Wi-Fi ルーターの送付先住所への送付が本サービスの開始日より遅くなる場合があることを本サービスの契約者は予め承諾するものとします。
3. 本 Wi-Fi ルーターは当社が本サービスの契約者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。
4. 第1項及び第3項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの契約者との間における本サービス契約の利用期間の満了日(本サービスの開始日の属する月を1ヶ月目として24ヶ月目の末日)の翌日をもって、当該本サービスの契約者に対して、本モバイル Wi-Fi ルーターの所有権を譲渡するものとします。当該譲渡日以降、前項の規定は適用されないものとします。

#### 第9条 (権利の譲渡制限)

本サービスの契約者は、本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を含む本サービス契約上の権利の全部又は一部を第三者に対して譲渡又は貸与することができません。

#### 第10条 (本サービスの契約者による本サービス契約の解約)

1. 本サービスの契約者は、当社に対し、当社の指定するウェブサイト上の解約フォームを利用し、オンラインによる解約方法で通知をすることにより、本サービス契約の解約申込をすることができます。
2. 当社は、本サービス契約の解約申込を毎月1日から当該暦月末の前日まで受け付けるものとし、当該解約の効力は、当該解約申込月末日に生じるものとします。

#### 第11条 (当社が行う本サービス契約の解約等)

1. 当社は、以下の事由に該当するときは、本サービス契約を直ちに解約することができます。
  - (1) BB.excite コネクト IPoE 接続プラン契約又はBB.excite コネクト with ドコモ光サービス契約において契約の解約があったとき。
  - (2) BB.excite コネクト with ドコモ光サービス契約からドコモ光 10 ギガ向けのBB.excite コネクト with ドコモ光サービスの利用に関する契約への変更があったとき。
2. 当社は、前項の規定により、本サービス契約を解約しようとするときは、予め本サービスの契約者にそのことを通知します。
3. 当社は、本サービスの契約者が本約款又はBB.excite コネクト IPoE 接続プラン約款若しくはドコモ光サービス利用約款に違反した場合、本サービスの契約者に対し何ら債務不履行責任を負うことなく本サービス契約を解除することができます。

#### 第12条 (本サービスの契約者の支払義務)

1. 本サービスの料金は、本サービスに係る月額料金、手続きに関する料金及びその他当社が定める費用とします。
2. 本サービスの料金の額は、別紙(料金表)で定めるものとします。
3. 本サービスの契約者は、当社に対し、本サービスの料金を支払う義務を負うものとします。
4. 月額料金は、本サービスの開始日から本サービスの利用期間の満了日又は本サービス契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日まで発生します。

#### 第13条 (料金の計算方法)

本サービスの開始日又は本サービス契約の解約の日が暦月のいずれの日にもかかわらず、当該日の属する月の本サービスの月額料金の額は、日割り計算は行わず、当該日の属する月の1ヶ月分の金額とします。

#### 第14条 (料金等の請求方法)

1. 当社は、本サービスの契約者に対し、月毎に、月額料金その他の料金を請求します。

2. 前項において、当社は、本サービスの契約者に対し、請求書及び領収書を発行する義務を負わないものとします。

#### 第15条 (料金等の支払方法)

1. 本サービスの契約者は、本サービスの料金を、当社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の規約に基づき当社が指定する日までに支払うものとします。
2. 当社は、本サービスの料金及びこれにかかる消費税等相当額を、クレジットカード会社に請求するものとします。
3. 本サービスの契約者とクレジットカード会社との間で料金その他の債務に関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、当社は、本約款に基づく本サービスの契約者と当社との契約が消費者契約法（平成12年法律第61号。その後の改正を含みます。）に定める消費者契約に該当する場合を除き、当社に故意又は重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。
4. 本サービスの契約者は、本サービスの料金に関して、以下の各号に事前に同意するものとします。
  - (1) 本サービスの契約者が当社に対し債権を保有する場合、当社は本サービスの契約者の当該債権と本サービスの料金、その他の本サービス契約上の本サービスの契約者の債務とを相殺することができること。
  - (2) クレジットカード会社が定める毎月の締切日等の関係により、2ヶ月分の料金が合算して請求される場合があること。

#### 第16条 (遅延損害金)

1. 本サービスの契約者は、本サービスの料金、その他本サービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項で定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。なお、かかる計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当社は、その端数を切り捨てるものとします。

#### 第17条 (消費税)

本サービスの契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、本サービスの契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を合わせて支払うものとします。なお、当社は、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

#### 第18条 (切分責任)

1. 本サービスの契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が本 Wi-Fi ルーターに接続されている場合であって、本 Wi-Fi ルーターを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に本 Wi-Fi ルーターの交換の請求を行うものとします。この場合、本 Wi-Fi ルーターの返送に要する費用は、本サービスの契約者が負担するものとします。
2. 当社は、本サービスの契約者の請求により、本 Wi-Fi ルーターの交換を提供元に依頼します。当社又は提供元は、返却された本 Wi-Fi ルーターの疎通試験を行い、その結果を本サービスの契約者に通知します。
3. 前項の試験の結果、当社又は提供元が、当該本 Wi-Fi ルーターの故障が本サービスの契約者の責めに帰すべき事由に起因すると判定した場合、当社は本サービスの契約者に対して、その交換費用として、別紙（料金表）に規定する本 Wi-Fi ルーター有償交換料を請求します。また、当該故障が本サービスの契約者の責めに帰すべからざる事由に起因すると判定した場合、無償にて交換します。

#### 第19条 (利用に係る義務)

1. 本サービスの契約者は、以下各号に定める事項を遵守するものとします。
  - (1) 本 Wi-Fi ルーターの到着日を含む 7 日以内に、本 Wi-Fi ルーターが正常に動作することを確認し、初期不良、配送中の破損、損壊がないことを確認すること。
  - (2) 本 Wi-Fi ルーターを持ち出し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。但し、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (3) 本 Wi-Fi ルーターを改造又は改変等し、通信の伝送交換又は BB.excite コネクト IPoE 接続プラン若しくはドコモ光 1 ギガ向けの BB.excite コネクト with ドコモ光サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (4) 当社及び提供元が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本 Wi-Fi ルーターに他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (5) 本 Wi-Fi ルーターを第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
  - (6) 本 Wi-Fi ルーターを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
  - (7) 本 Wi-Fi ルーターに故障、滅失又は毀損などが生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
2. 本サービスの契約者は、自己の責めに帰すべき事由に起因して本 Wi-Fi ルーターを亡失し、又は毀損したときは、直ちに、その旨を当社に通知し、別紙（料金表）に規定する本 Wi-Fi ルーター有償交換料を支払うものとします。

## 第20条 (利用期間)

1. 本サービスの利用期間は、本サービスの開始日から起算し、本サービスの開始日の属する月を1ヶ月目として24ヶ月目の末日までとします。
2. 前項に定める利用期間内に、第10条（本サービスの契約者による本サービス契約の解約）又は第11条（当社が行う本サービス契約の解約等）の規定により本サービス契約が解約となった場合において、本サービスの契約者がBB.excite コネクト IPoE 接続プランの契約者である場合、当該本サービスの契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、別紙（料金表）に定める解約事務手数料を一括して支払うものとします。

## 第21条 (本 Wi-Fi ルーターの返却等)

1. 前条に定める本サービスの利用期間の満了日の翌日をもって、本モバイル Wi-Fi ルーターの所有権は当社から本サービスの契約者に譲渡されるものとし、当該譲渡日以降、本サービスの契約者は当社に対して、本 Wi-Fi ルーターの返却を要しないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第10条（本サービスの契約者による本サービス契約の解約）又は第11条（当社が行う本サービス契約の解約等）の規定により本サービス契約が本サービスの利用期間中に解約となったときは、本サービスの契約者は、本 Wi-Fi ルーターを原状に復した上で、本サービスの契約者による解約申込日又は当社による解約通知日から起算して1ヶ月以内に本 Wi-Fi ルーターを当社指定の返送先住所へ送料自己負担にて返却するものとします。
3. 前項の場合において、当社に返却された本 Wi-Fi ルーターに故障又は毀損が認められる場合、当社は本サービスの契約者に対し、当該故障又は毀損にかかる修理代金相当額を請求することができるものとします。但し、当該故障又は毀損が本サービスの契約者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合はこの限りではないものとします。
4. 第2項で定める期限までに本 Wi-Fi ルーターが返却されない場合、本サービスの契約者は当社に対し、別紙（料金表）に定める補償金を支払うものとします。

## 第22条 (その他)

本約款に定めのない事項は、BB.excite コネクト IPoE 接続プラン約款及びドコモ光サービス利用約款の規定を準用します。

2021年6月1日制定

2022年7月1日一部改定

## 別紙（料金表）

（月額料金）

区分	単位	料金（税込）
月額料金	1 装置ごと	220 円

※本サービスの契約者が BB. excite コネクト IPoE 接続プランの契約者である場合に発生します。

（本 Wi-Fi ルーターの有償交換料金）

区分	単位	料金（税込）
本 Wi-Fi ルーター有償交換料	1 装置ごと	4,400 円

（本 Wi-Fi ルーターの未返却料金）

区分	単位	料金（不課税）
補償金	1 装置ごと	4,000 円

（解約事務手数料）

区分	単位	料金（税込）
解約事務手数料	1 装置ごと	220 円